

平成 19 年 6 月 27 日

ヤンバルクイナの飼育下繁殖に関する基本方針

環 境 省

ヤンバルクイナの保護増殖事業として、ヤンバルクイナ保護増殖事業計画(平成 16 年 11 月 19 日 文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省告示第 1 号) 第 3 の 3 に基づき飼育下繁殖を行う際の基本方針は以下のとおりとする。

1 飼育下繁殖の目的

外来種の影響が原因と推測される本種の分布域の縮小が確認されており、個体数が急激に減少しているおそれが高いことを考慮し、将来に向けた再導入の可能性を見据え、飼育下繁殖技術の確立と飼育下における生態的知見の把握及び遺伝的多様性を維持することが可能な一定の個体数の維持を図るため、繁殖に必要な施設及び体制の整備を行い、個体の飼育下繁殖を実施する。

2 ファウンダ(創設個体)の確保

飼育下繁殖に用いる個体は、沖縄島内の一部の個体を捕獲し、適切な施設に導入する他、傷病その他の理由により緊急に保護された個体を利用するものとする。野外個体を捕獲する場合には、捕獲方法について検討するとともに、遺伝的多様性の保持に努め、捕獲による野外個体群の繁殖等への影響を最小限にとどめるよう注意する。また、傷病救護個体については、治療経緯を観察しながら繁殖に適した個体かどうかを検討し、飼育下繁殖に利用することの可否を判断する。

3 飼育下個体群の管理

飼育下個体群は環境省が一元的に管理する。

飼育下個体群は、遺伝的多様性の保持に努めるものとし、無計画な繁殖等により余剰個体が発生しないよう留意する。同時に感染症のリスク評価を行い、感染症の蔓延等、飼育下個体群及び野外個体群の存続を圧迫するおそれがある要因にも十分留意する。

また、感染症の蔓延等を防ぐため、複数の施設に分散して飼育を行う。その際は施設間で適切な血統管理を行うものとする。

4 再導入による野外個体群の回復

遺伝的多様性の保持や感染症リスク、社会状況等に配慮しつつ、外来種等の影響で一時生息が確認されなくなったものの、外来種防除の進展等により潜在的に本種の生息が可能となった地域等へ飼育下繁殖個体を再導入することにより、野外個体群の回復を図ることを検討する。

幼鳥時の経験や学習が再導入後の個体の生存率に大きく影響すると考えられるため、飼育環境下において再導入に向けた訓練を行うなど、適切な再導入の方法を確立する。

5 関係機関との調整

事業実施内容は、野生生物保護対策検討会やんばる希少野生生物保護増殖分科会及びヤンバルクイナ保護増殖事業ワーキンググループで検討の上、実施に当たっては、保護増殖事業計画共同策定省庁及び地元地方自治体等関係機関と事前に調整する。